

長崎県ビジネス支援プラザ条例施行規則をここに公布する。

長崎県ビジネス支援プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成16年長崎県条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条 条例第5条に規定する申請書は、長崎県ビジネス支援プラザ指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第5条第1号に規定する事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 長崎県ビジネス支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）の管理運営方針に関する事項
- (2) 支援プラザの管理運営の内容に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第5条第2号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 団体の概要に関する書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(使用対象者)

第3条 条例第7条第1項第1号に規定する知事が必要と認める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 試験研究機関、機械修理業、産業用設備洗浄業、機械設計業及びエンジニアリング業
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事業

2 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究、開発、設計等支援プラザの設置目的に照らして適当と認められる業務のために使用すること（県内に事業所を有する企業にあっては、事業所の増設の場合に限る。）。)
- (2) 新たに常時雇用する者が5人以上であること。

3 条例第7条第2項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 製造業、情報通信業その他知事が認める事業のために使用すること。

(2) 創業者の事業計画が優れたものであること。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、支援プラザの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

長崎県ビジネス支援プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

（申請者）
所在地
法人の名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話

㊦

長崎県ビジネス支援プラザ条例第5条の規定に基づき、長崎県ビジネス支援プラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注）申請に関しては、長崎県ビジネス支援プラザに係る次の書類を添付するものとする。

- （1） 支援プラザの管理に関する事業計画書
- （2） 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本
- （3） 役員の名簿及び履歴書
- （4） 団体の概要に関する書類
- （5） 申請の日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書
- （6） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類